意見公募手続実施概要

(様式1)

案 件 名 第4期四條畷市地域福祉計画(原案)への意見募集				
意 見 募 集 期 間 平成31年1月15日(火)~平成31年2月14日(木) 公 表 案・資 料 等 第4期四條畷市地域福祉計画(原案) 市内在住・在動・在学の人、市内に事業所を有する個人または法 人及びその他本市に関わりのある人 【担当課】福祉政策課 【所在地】〒575-8501 四條畷市中野本町1-1 【電話】072-877-2121、0743-71-0330(内線 642) 【FAX】072-879-5955 【メール】seihuku@city.shijonawate.lg.jp 意 見 書に案件名・住所・氏名・電話番号を記載(必須)の上、 次の方法で提出してください。 ●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール ・提出された意見は公表します(個人情報等に該当する部分を除く)。・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・養否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ	案	件	名	第4期四條畷市地域福祉計画(原案)への意見募集
公表案・資料等 第4期四條畷市地域福祉計画(原案) 市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所を有する個人または法人及びその他本市に関わりのある人 【担当課】福祉政策課 【所在地】〒575-8501 四條畷市中野本町1-1 【電話】072-877-2121、0743-71-0330 (内線 642) 【FAX】072-879-5955 【メール】seihuku@city.shijonawate.lg.jp 意見書に案件名・住所・氏名・電話番号を記載(必須)の上、次の方法で提出してください。 ●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール ・提出された意見は公表します (個人情報等に該当する部分を除く)。・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。・意見に対する市の考え方を、売さないことがあります。・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ	趣	旨·目	的	第4期四條畷市地域福祉計画の策定を行うため
対	意	見募集期	間	平成31年1月15日(火)~平成31年2月14日(木)
対	公	表案・資料	等	第4期四條畷市地域福祉計画(原案)
人及びその他本市に関わりのある人 【担当課】福祉政策課 【所在地】〒575-8501 四條畷市中野本町1-1 【電話】072-877-2121、0743-71-0330 (内線 642) 【FAX】072-879-5955 【メール】seihuku@city.shijonawate.lg.jp 意見書に <u>案件名・住所・氏名・電話番号を記載(必須)</u> の上、次の方法で提出してください。 ●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール ・提出された意見は公表します (個人情報等に該当する部分を除く)。・意見に対して、市は個別には回答しません。・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。・費否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ	対		#	市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所を有する個人または法
 意見の提出先 (雨在地】〒575-8501 四條畷市中野本町1-1 (電話】072-877-2121、0743-71-0330 (内線 642) (FAX】072-879-5955 (メール】seihuku@city.shijonawate.lg.jp 意見書に<u>案件名・住所・氏名・電話番号を記載(必須)</u>の上、次の方法で提出してください。 ●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール ・提出された意見は公表します (個人情報等に該当する部分を除く)。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・養否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ 			豕	人及びその他本市に関わりのある人
意 見 の 提 出 先 【電話】072-877-2121、0743-71-0330 (内線 642) 【FAX】072-879-5955 【メール】seihuku@city.shijonawate.lg.jp 意見書に <u>案件名・住所・氏名・電話番号を記載(必須)</u> の上、 次の方法で提出してください。 ●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール ・提出された意見は公表します (個人情報等に該当する部分を除く)。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・養否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ	意			【担当課】福祉政策課
【FAX】 072-879-5955 【メール】 seihuku@city.shijonawate.lg.jp 意見書に <u>案件名・住所・氏名・電話番号を記載(必須)</u> の上、 次の方法で提出してください。 ●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール ・提出された意見は公表します (個人情報等に該当する部分を除く)。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・ 四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・養否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を 示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ			先	【所在地】 〒575-8501 四條畷市中野本町1-1
【メール】 seihuku@city.shijonawate.lg.jp 意見書に <u>案件名・住所・氏名・電話番号を記載(必須)</u> の上、 次の方法で提出してください。 ●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール ・提出された意見は公表します (個人情報等に該当する部分を除く)。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・ 四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・養否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を 示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ		見の提出		【電話】 072-877-2121、0743-71-0330 (内線 642)
意見書に <u>案件名・住所・氏名・電話番号を記載(必須)</u> の上、次の方法で提出してください。 ■書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール ・提出された意見は公表します (個人情報等に該当する部分を除く)。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・養否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ				[FAX] 072-879-5955
意 見 提 出 方 法 次の方法で提出してください。 ●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール ・提出された意見は公表します (個人情報等に該当する部分を除く)。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・賛否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ				【メール】 seihuku@city.shijonawate.lg.jp
●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール ・提出された意見は公表します (個人情報等に該当する部分を除く)。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・賛否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ	意		法	意見書に <u>案件名・住所・氏名・電話番号を記載(必須)</u> の上、
・提出された意見は公表します (個人情報等に該当する部分を除く)。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・賛否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ		見提出方		次の方法で提出してください。
・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・養否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ				●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール
・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・養否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ	注		項	・提出された意見は公表します(個人情報等に該当する部分を除く)。
注 意 事 項 ・				・意見に対して、市は個別には回答しません。
注 意 事 項 ・養否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ				・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・
 ・賛否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ 		辛 吏		四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。
・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ		心 す		・賛否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を
				示さないことがあります。
U.				・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてくださ
				い。